

第 6 章 みんなでまちづくりに取り組むまち

(1) 市民が力をあわせるとともに、行政とともにまちづくりに取り組む参画と協働のまちをめざします

①市民参画・協働の推進

基本的方向

「地方分権一括法」の施行など、本格的な地方分権が進むなかで、今後のまちづくりは、それぞれの地域の特色を活かすことが重要です。そのためには、市民が地域や社会に主体的に関わる機会を広げることや市民と行政が地域の課題をともに考え、行動し、解決していく参画と協働のまちづくりを強化していくことが求められます。

泉南市では、地域の組織を中心に、公園・道路の管理に関する※アドプト制度や、各小学校区での子どもの安全見守りをおこなう※青色防犯パトロールなど市民主体の地域活動が広がりをみせています。

これらのことから、今後とも人と人とのふれあいや結びつきを深める機会の提供や市民自らが地域の課題を解決したりその方向性を決定していくことに対する支援を推進していきます。

また、「※市民意識調査」では、市民と行政とが協働してまちづくりをおこなううえで必要なこととして「市民と行政との交流や意見交換する機会をつくること」「まちづくりや計画づくりに市民が参加する機会を増やすこと」を支持する割合がそれぞれ第1位、第2位となっています。

2012年（平成24年）10月の「泉南市自治基本条例」の施行を契機として、市民、事業者、市などの役割を明確にしながら、これらの間の交流機会や市民の市政参画機会をさらに充実して、市民参画と協働のまちづくり、市民主体の地域づくりを推進していきます。

施 策

1) 市政参画の促進

パブリックコメント制度や審議会・委員会への市民公募の充実など、市民がより市政に参画しやすい環境を整備します。

2) 協働の仕組みづくり

2008年（平成20年）に策定した「泉南市市民参加推進指針」を踏まえ、市民との

協働事業、協働の仕組みの充実に取り組みます。

②地域コミュニティづくりの推進

基本的方向

まちづくりの第一の担い手は、地域の状況やその課題を一番よく知っているそこに住む人たちです。

現在、泉南市では、33の区をはじめ、自治会、子ども会、婦人会、老人会などの地域組織が構成され、それぞれ特性に応じて活動を展開しています。

一方で、国内の一部地域では都市部への人口の流出が進み、中には65歳以上の住民が半数を超え、共同体としての存続が危ぶまれる「限界集落」が出現し、あらためて地域コミュニティが本来持っていた福祉や防災・防犯などの面において地域で支えあう共助の機能と豊かな地域資源の重要性が高まっています。

そのため、長い時間をかけて地域が培ってきた誇りと絆を見直し、地域コミュニティを維持・再生しながら、その活力を活かす地域づくりを進めていきます。

地域コミュニティの活動を伸ばしつつ、地域や全市単位などより広いエリアで取り組むべき課題の解決に向けて地域コミュニティの対応能力を高めていきます。各コミュニティが連携・補完することで、限界集落問題のような単独の集落で解決することが難しい課題についても対応が可能となります。

また、さまざまな活動をおこなう人材の発掘と育成に向けて地域内の情報を共有し、市民の参画意欲を高める啓発活動やきっかけづくりを進めるとともに、多くの人が気軽に集える拠点の整備などを進めていきます。

施 策

1) コミュニティ活動の促進

地域コミュニティ活動を活性化するため、多様な特性を持つ組織相互の連携や交流を促進するとともに、より広域的なまちづくりや組織づくりを支援します。

2) 地域コミュニティリーダーの育成

失われつつある地域の絆を維持・再生するため、*地域コミュニティリーダーの発掘、育成に努めます。

3) コミュニティビジネスの支援

生きがいや働きがいといった地域の活力を取り戻すため、人材や経験、施設や歴史的資産などの地域資源を活かした*コミュニティビジネスの取り組みを支援します。

③NPOなど各種団体の育成

基本的方向

NPO（民間非営利組織）は、阪神・淡路大震災を契機にしてその活動が広く認知されるようになり、東日本大震災においても救援・復旧・復興において大きな役割を果たしています。また、1998年（平成10年）には「特定非営利活動促進法」が施行されたことによって法人格を取得できるようになり、活動に法的根拠が与えられるとともに、その後の改正により認定NPO法人は優遇税制が適用されるようになって、その活動はさらに広がりを見せています。

泉南市においては、大阪府認証のNPO法人は26団体あり（2011年（平成23年）12月末日現在）、法人格をもたないNPOやボランティア団体、サークルなどを含めれば相当数の市民による公益団体があるものと思われます。

また、「*市民意識調査」では、市民団体やNPOへの参加について「興味があり、積極的に参加したい」「参加したいが、どうすればよいかわからない」「参加したいが、時間的に余裕がない」とする回答者の合計は52.3%であり、その潜在力は大きいものと思われます。

地域・社会のさまざまな課題を解決するために各種団体の果たす役割が増大することが予想されます。行政との協働によって、より効果的なまちづくりを進めていくことも今後ますます重要となってくることから、各種団体の育成・支援を充実とともに、行政との協働を促進していきます。

施 策

1)団体の育成・支援

NPOなどの設立や運営について、情報の提供や相談に応じるなどの支援をおこない、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決促進を図ります。

2)団体との協働

行政とNPOなどとの協働を進め、地域や社会の課題の早期かつ効果的な解決を目指します。

(2) 市民の満足度が高く、また透明性の高い行政経営をおこなうまちをめざします

①行政経営の高度化

基本的方向

地方分権改革の流れのもとで、地方公共団体は自らの責任により政策を決定し、地域の特性を活かしたまちづくりをおこなうことが求められています。また、少子高齢化などによる社会構造の変化に伴う新たな行政需要の拡大や、市民ニーズの多様化に柔軟に対応できる行財政運営システムの構築が求められています。

今後は、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果を上げることに傾注し、組織マネジメントの充実、職員の意識改革や能力開発の強化を図り、効果的な市民満足度の高い行財政運営を推進します。

施 策

1) 行政評価システムの推進

施策や事業について、その必要性、有効性、効率性、公平性などの視点から点検し、その結果を事業の選択、優先順位付け、見直し、改善など以後の行財政運営に反映させて効果の高い行政サービスを実現するとともに、その評価結果を公表して市民への説明責任の向上を果たします。

2) 人材の育成と活用

「泉南市人材育成基本方針」にもとづき、職員研修の充実など計画的な人材の育成とその活用を推進します。

3) 高度情報化の推進

行政情報ネットワークや各システムを構築し事務のＩＣＴ化をさらに進めます。また、ＩＣＴの活用によってネットワークを介した行政サービスの充実に努めます。

4) 高い市民満足度が得られるサービスの推進

常に市民の立場に立った接客対応を心がけ、的確な判断と正確な事務処理を迅速におこないます。とりわけ、窓口部門での市民満足度の向上をめざします。

②広聴・広報活動の充実

基本的方向

泉南市では、市政について市民から建設的な提案・意見などを常時募集するとともに、さまざまな機会に市政への理解促進を図っています。今後はこれらを充実し、市民の提案や意見が反映される市民参画の市政の実現をめざします。

一方、行政のもつさまざまな情報を多様な広報媒体を活用して効果的に市民に伝え、理解を得ていく必要があります。このため、広報紙をはじめホームページなどの媒体を活用した情報発信力の強化を図り、市民への迅速で効果的な情報提供や、政策形成過程などの行政情報の積極的な公開を進めます。

施 策

1) 情報公開の推進

泉南市の保有する情報を公開し、市民に対する説明責任を果たすことにより、市政に関する市民の知る権利を保障します。

2) 個人情報の保護

泉南市の保有する個人情報の開示、訂正および削除などを求める権利を保障し、個人の権利利益の保護を図ります。

3) 広聴機能の充実

市民提案用紙・メールなどで建設的な意見を募るとともに、相談や苦情などを含むあらゆる意見を受け付ける窓口をホームページに設置するなど、広く市民の提案・意見などを受けとめ、市政運営に役立てます。

4) 広報機能の充実

「広報せんなん」の発行、インターネットによる情報発信などの広報機能について、そのコンテンツを充実するとともに、申し込みに応じて市職員が市政について講義をおこなうなど市政について市民にわかりやすく伝えることに努めます。

③広域連携の強化

基本的方向

泉南市は、岸和田市以南の5市3町で広域行政推進協議会を設置し 2010 年度（平成 22 年度）に廃止するまで、3次にわたり広域行政圏計画を策定し、都市および周辺地域を一体とした地域の振興をめざして広域行政圏施策を展開してきました。また一

方で、泉佐野市や阪南市など近隣市との相互連携による共同事業を実施してきました。

しかし、これからは人口減少や少子高齢化の進行など社会構造に起因する、複雑・高度化した広域的行政課題に適切に対応し、効果的な行政運営をおこなう必要があるため、一定の固定化された枠組みではなく、地域の実情とニーズに応じた柔軟な広域連携を積極的に進めていきます。

施 策

1) 広域連携の推進

福祉、環境、産業など、まちづくりのあらゆる分野で地域の実情を捉え、それに対する広域連携の取り組みを検討していきます。

2) 広域連携の充実

広域連携の取組み効果を定期的に検証し、連携の枠組みを柔軟に見直すことによって、効果的な広域連携の充実に努めます。

(3) 将来にわたって安定した行政サービスが提供できるよう、 計画的で健全な財政運営をおこなうまちをめざします

①財政運営の強化

基本的方向

長引く地域経済の低迷および世界的な景気の激動も加わって全国各地の市町村で税収は減少し、財政状況の悪化が見られます。このような状況のもと、泉南市では財政の健全化をめざして2010年（平成22年）からの「第4次行財政改革実施計画」などに基づき、計画的な財政運営をおこない、これによって一定の成果をあげてきました。また、2009年度（平成21年度）からは事業別予算制度を導入し、選択と集中の視点に基づいて施策・事業に取り組み、限られた財源の有効な配分に努めています。

わが国においては、中央集権から地方分権へ、という大きな流れが動き始めています。この流れのなかで、国や大阪府から権限移譲が進められていますが、その反面、これまで以上の財政的負担を求められることも十分に予測されます。また、今後の少子化による税収の伸び悩みと新たな行政需要への対応が迫られます。

このため、地方分権の進展に対応し、自主財源の確保をはじめとする自立した安定的な財政基盤を確立します。また、少子高齢化が進むなかで、国における制度改革の方向性を見据えながら、財政的負担を将来に先送りしない持続可能な財政運営を図ります。

施 策

1) 自立した財政基盤の確立

泉南市の基幹的な収入である市税の増収を図るため、すべての人が住みやすく、事業所が活動しやすいまちづくりをおこなうことで課税客体の増加を実現するとともに徴収率の向上に努めます。

また、行政サービスと市民負担の適切な関係を維持するため、サービスの水準と費用との関係を明らかにし、受益者負担の適正化を図ります。

2) 持続可能な財政運営

*プライマリー・バランス（基礎的財政収支）確保などの財政規律を維持するとともに、将来世代に負担を先送りすることのない、長期的視点にたった計画的な財政運営をおこないます。